

取引を前提とした公知行為の規制対象化（Q&A）

（問）技術提供を目的とした「公知とするために当該技術を提供する取引」に関して貿易外省令が改正されましたが、改正を行った理由は何でしょうか。

（答）特定の者（外国にいる取引の相手方等）に対する情報提供を目的として、規制対象技術をホームページ（HP）に掲載すること等により取引を行う場合は、貿易外省令第9条第2項第9号の役務取引許可不要の規定に該当しないことを改めて明記したものです。

なお、HPへの掲載等であって、例えば、会社の広報戦略として不特定多数の者への情報提供を目的にしている（取引の）場合は、役務取引許可不要の規定に該当します。